は、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、自立支援協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第八項及び第八十九条第七項においては、障害者基本法第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関」に、「同協議会」を「当該機関」に改め、同一の4中「的確に把握する」を「把握するよう努める」に、「ニーズ調査」を「ニーズ調査等」に改め、同一の5を削り、同一の6中「又は指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）」を「、指定地域相談支援（法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）又は指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）」に改め、同6を同一の5とし、同一の7中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同7を同一の6とし、同6に次のように加える。

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

第二の一の8中「医療計画」の下に「、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）」を加え、「また、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。」を削り、同8を同一の7とし、第二の二中「市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。」を「市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。」に改め、同二の1中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同1の㈠中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「、事業者の新体系への移行希望」を削り、「適当である。」の下に「また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、同1の㈡中「、指定相談支援」を「指定計画相談支援」に改め、「や相談支援」を削り、「必要である。」の下に「さらに障害者が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になった時等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。」を加え、同1の㈢中「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に改め、「第二の」を削り、同二に次のように加える。

3　留意事項

平成二十四年三月三十一日までに市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における市町村障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の二の1及び2に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項である。

第二の三中「都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。」を「都道府県障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第四に掲げる事項とし、このうち同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表六の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表七の項及び八の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。」に改め、同三の1中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同1の㈠中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「調整することが必要である。」の下に「また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、「立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実」を「新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保」に改め、同1の㈢中「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同1の㈣を削り、同三の2中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、「適当である。」の下に「なお、必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。」を加え、同三の3中「及び指定相談支援」を「、指定地域相談支援及び指定計画相談支援」に、「、指定相談支援」を「、指定地域相談支援、指定計画相談支援」に、「地域自立支援協議会等」を「自立支援協議会等」に改め、同3の㈠中「行うことが必要である。」の次に次のように加える。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行を踏まえ、喀痰（かくたん）吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

第二の三の3の㈢中「指定障害福祉サービス等」を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等」に、「講じるように努めることが必要である」を「講じなければならない」に、「、地域自立支援協議会」を「、自立支援協議会」に改め、「活用すること等により」の下に「、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として」を加え、「住民」を「住民等」に、「どのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討しておくことが必要であり、例えば、そのために地域自立支援協議会を活用することも想定される」を「、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である」に改め、同三に次のように加える。

5　留意事項

平成二十四年三月三十一日までに都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における都道府県障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の三の1から4までに掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項である。

第二の四の1中「第二期障害福祉計画は、平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「平成二十年度」を「平成二十三年度」に、「法附則第三条の規定により、第二期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われ、それに伴い、策定された第二期障害福祉計画を変更することがある」を「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする」に改め、同四の2中「なお、第三期障害福祉計画については、平成二十三年度中に平成二十四年度から平成二十六年度までを期間として作成することとする。」を削り、同四の4中「作成するときは」の下に「、二の1の㈠に掲げる事項については」を加え、「聴くこととする」を「聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい」に改め、同四に次のように加える。

5　障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により、障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一の一の項中「平成二十三年度までに現在の」を「平成二十六年度末における」に、「、二割」を「二割」に改め、同表二の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「すべて」を「全て」に改め、同表三から五までの項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同表六の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の項中「特色等」の下に「を定めること。」を加え、同表二の項中「及び退院可能精神障害者」を削り、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同表三の項を次のように改める。